

吸収分割に係る事後開示書面

2023年5月1日

愛知県名古屋市中区錦3丁目10番32号
V Tホールディングス株式会社
代表取締役社長 高橋 一穂

愛知県名古屋市昭和区滝川町62番地の1
株式会社ホンダカーズ東海
代表取締役社長 高橋 一穂

V Tホールディングス株式会社（以下、「承継会社」という）と株式会社ホンダカーズ東海（以下、「分割会社」という）は、2023年5月1日（吸収分割の効力発生日）をもって、分割会社が不動産賃貸事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という）を実施いたしました。本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年5月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第784条の2の規定の適用はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っていません。

(3) 新株予約権買取請求に係る手続の経過

本吸収分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

(4) 債権者の異議に係る手続の経過

承継会社は、本吸収分割によって分割会社から承継する債務について全て重畳的債務引受の方法により承継するため、会社法第789条の規定による手続は行っていません。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条の規定及び第799条の規定による手続の概要（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定に基づき、承継会社に対して本吸収分割をやめることを請求し

た株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2023 年 3 月 10 日付で電子公告を行いました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議に係る手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 3 月 10 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づいて本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 5 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、不動産賃貸事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2023 年 5 月 1 日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上